

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年八月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

（仮称）ショッピング新下見店

2 所在地

東広島市西条町下見四六二三番一外

二 提出された意見の概要

周辺住民又は東広島市が生活環境に関して支障及び支障の恐れがあると思料するときは、速やかに周辺住民又は行政機関と協議する体制を整えること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年八月二十三日から平成十九年九月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで